

## 文部科学省ガイドラインに基づく取り組み

明治大学は、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の要請に基づき、次の取り組みを行っています。

### 1 責任体制の確立

「明治大学における研究費の適正管理に関する規程」により責任体制を明確に定め、公的研究費等の適正管理に取り組んでいます。

役職	職名・役割
最高管理責任者	学 長 －本学全体の研究活動を統括し、研究費の管理・運営の総括的責任及び権限を有します。
統括管理責任者	副学長（研究担当） － 最高管理責任者を補佐し、部局等責任者を通じて、研究不正防止計画を遂行し、研究費の管理・運営並びにコンプライアンス教育・啓発活動及び研究倫理教育を統括します。
部局等責任者 （コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者 兼務）	各学部長，各大学院長 研究・知財戦略機構長，国際連携機構長，社会連携機構長 明治高等学校・中学校長，人事部長 － 部局等における研究の管理・運営並びにコンプライアンス教育・啓発活動及び研究倫理教育について実質的な責任と権限を有します。

※部局等責任者は、必要に応じて、学科長，研究科長等を副部局等責任者として置き，副コンプライアンス推進責任者を兼務させることができます。

### 2 研究不正行為の早期発見及びその是正のための窓口の設置

「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」等を制定し、研究不正行為に関わる通報・相談，調査方法等について定め、また、以下の窓口を設けています。

研究不正行為にかかわる相談窓口	
研究倫理オフィス	電 話：03-3296-4550・4551 F A X：03-3295-3070 E-mail：munw@mics.meiji.ac.jp
研究不正行為にかかわる受付（通報）窓口	
弁護士法人名川・岡村法律事務所	電 話：03-5405-3060 F A X：03-5405-0960 E-mail：meiji_tsuho1881@nagawa-okamura.com 担当弁護士：沖山延史弁護士，中島有紀弁護士 受付時間：月～金 午前10時～午後6時

### 3 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講

全ての研究者等は定期的に受講し、受講後には誓約書の提出が必要です。未受講者は、研究費の執行が留保される場合があります。受講手続きは、所属学部等にお問い合わせください。

(参考) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育について web サイト  
<https://www.meiji.ac.jp/osri/guideline/compliance.html>

### 4 検品・検収体制の整備、登録業者の誓約書提出の義務化

検品室で検品を行い、発注と検品・検収を分けています。特殊な役務の検収は、本マニュアル及び「公的資金における検品マニュアル」に示し、また「明治大学における研究費にて購入した換金性の高い物品の適切な管理に関する申合せ」を運用しています。研究費の適正使用のため、本学と取引のある業者から、誓約書の提出を義務化しています。

### 5 内部監査・モニタリングの実施

監査基準・監査マニュアルに基づき、監査室が定期的に監査を行い、不正発生要因を分析し、統括管理責任者等が作成する「不正防止計画」にフィードバックします。不正発生リスクの最小化に向け、PDCAサイクルに基づいた不正防止計画を推進します。

### 6 研究機関における研究データの保存・開示

「明治大学における研究データの保存期間等に関する内規」を定めています。

### 7 研究不正防止計画及びコンプライアンス教育・啓発活動の推進

統括管理責任者が各計画を策定し、倫理審査委員会を通じて全学的に推進しています。

## 研究費の不正使用・不適切な使用について

一般的な不正行為、あるいは不適切な行為とされる事項です。原資や事案によって、違法行為（刑法、民法など）、不適切行為、あるいは違法と不適切等が混在した行為など、様々なケースになり得る可能性があり、個々には、大学管理者や司法による判断になります。

- **預け金**：架空の業者取引によって、大学に研究費を支払わせて、業者に管理させること。
- **プール金**：カラ出張等で得た不正な支払金を研究室等に戻させて管理すること。
- **私的流用**：旅費に家族分を含めたり、研究目的の物品を自宅で日常使用したりすること。
- **架空請求（カラ謝金）**：実態の伴わない作業に謝金を請求し、不正に受給すること。
- **カラ出張**：実態のない出張に旅費を請求し（旅行命令書の改竄等）、不正に受給すること。
- **二重請求**：旅費を二重に請求したり、謝金を重複した勤務時間で二重請求したりすること。

【参考】科学技術振興機構（JST）「公的研究費の適正な執行について」  
[https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/FUNDS\\_pamph\\_for\\_researcher.pdf#zoom=75](https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/FUNDS_pamph_for_researcher.pdf#zoom=75)